

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮古市長 中村尚道

市町村名 (市町村コード)	宮古市 (202)
地域名 (地域内農業集落名)	津軽石、重茂 地区 (法の脇、下町、本町、新町下、新町上、館ヶ下、根井沢、払川、荷竹、藤畑、赤前上、赤前中、赤前下、堀内、追切、仲組、荒巻、音部、館、里、千鶴、石浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月29日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

大規模な経営を行う農業者がほとんどいない。  
また、経営基盤が脆弱であり、農業者の高齢化が進む中で後継者の育成も進んでいない。(集落共通)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や園芸作物、畜産、更にはしいたけ栽培など、地域の特徴を生かした品目を組み合わせた複合化を進めるとともに、安定販売による産地ブランドの向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

集落の農地利用については、認定農業者を中心に進め、基本構想水準到達者や今後育成すべき農業者などの中心経営体が担うものとし、入作を希望する他地区の中心経営体の受入れも促進するなども対応していく。(集落共通)

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構への貸し付けも検討していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

予定なし

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手となる新規就農者を確保するため、研修や体験の機会を設けるなど参入しやすい環境づくりに取り組む。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

⑦中山間地域等直接支払交付金(上根井沢地区)、多面的機能支払の交付金制度(津軽石地区)等の活動組織を核として、地域ぐるみで生産基盤の保全と環境整備に取り組む。

また、園芸作物の作付けや担い手への集積によって発生を防ぐとともに、市の解消事業を活用して農地の再生利用に取り組む。